

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名： 宇治田原町

令和8年9月4日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.4 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	85.4 %
全職員	71.9 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	97.5 %
本庁課長補佐相当職	96.6 %
本庁係長相当職	95.2 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	108.9 %
31～35年	108.4 %
26～30年	81.6 %
21～25年	93.9 %
16～20年	— %
11～15年	86.0 %
6～10年	98.1 %
1～5年	87.8 %

【説明欄】

- ・役職段階別の「本庁部局長・次長相当職」には該当する職員がいないため記載なし。(理事級の職員は「本庁課長相当職」に含んでいる。)
- ・勤続年数別の「16～20年以上」には一方の性別の該当者がいないため記載なし。
- ・扶養手当や住居手当については、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は83.9%、住居手当の受給者に占める男性の割合は76.2%である。
- ・相対的に給与水準の高い「任期の定めのない常勤職員」における女性の割合は31.4%であるのに対し、相対的に給与水準の低い「任期の定めのない常勤職員以外の職員」における女性の割合は74.0%であり、「全職員」区分において女性の給与の割合が低いことの要因となっている。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	16.2 %

【説明欄】

- ・女性職員を管理職や将来的に管理職となる係長級へ積極的に登用している。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	23.5 %
本庁課長補佐相当職	10.0 %
本庁係長相当職	36.8 %

【説明欄】

- ・男女で偏りのない職員採用及び適材適所の人事配置を実施。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	100.0 %
女性	100.0 %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	— %
女性	100.0 %

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	—	—	—	—
1 週間以上 2 週間未満	—	—	—	—
2 週間以上 1 月以下	100.0 %	—	—	—
1 月超 3 月以下	—	—	—	—
3 月超 6 月以下	—	—	—	—
6 月超 9 月以下	—	—	—	—
9 月超 12 月以下	—	—	—	—
12 月超 24 月以下	—	100.0 %	—	100.0 %
24 月超	—	—	—	—

【説明欄】

- ・会計年度任用職員の男性職員は、該当する職員がないため記載なし。
- ・育児休業の対象職員に個別で制度を説明し、育児休業の取得促進に努めている。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	6.7 時間／月
内部部局等以外	0.0 時間／月

【説明欄】

- ・ 時間外勤務抑制のため、ノー残業デー（毎週水曜日）及びノー残業月間（8月）を実施した。
- ・ 職員の健康維持及びワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、勤務間のインターバルの目安を「11 時間」に設定し、時間外勤務を原則 21 時までとしている。